

公益財団法人全日本スキー連盟

加盟団体長 様

公益財団法人全日本スキー連盟

会 長 北 野 貴 裕



### 令和元年台風第 19 号被害に伴う令和 2 年度会員登録等に関する特例措置について

令和元年台風 19 号により被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

平素より、本連盟の事業運営にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

今回、日本政府は、令和元年 10 月 12 日に上陸した台風 19 号の被害に対し、次の適用を行いました。・激甚災害、・特定非常災害（台風としては初）、・大規模災害復興法の非常災害（2 例目）。また、災害救助法適用自治体は令和元年 11 月 1 日現在で 14 都県の 390 市区町村となり、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）を超えて過去最大の適用となりました。

この大災害を受け、令和元年 10 月 20 日開催の定時評議員会において、令和 2 年度会員登録等に関する特例措置の実施の要望をいただき、本連盟は、同年 12 月 11 日開催の第 2 回理事会において、東日本大震災の際の特例措置を参考に下記の特例措置を実施することを決定いたしました。

つきましては、本案内に従い、ご対応いただけます様、お願い申し上げます。

### 記

#### 【特例措置実施の目的】

スキー活動が出来なくなった被災者の方が、本年度、継続会員登録等を行わないことで、現在保有されている資格やポイントが無効になることを防ぐために、本年度は無償にて会員登録、SAJ 競技者登録、資格登録等をおこなえる措置を実施する。

#### 【特例措置内容】

- ・対象者は、昨年度、本連盟の会員登録を完了している者。
- ・大会、研修会等の事業に参加できる方は対象としない。
- ・申請があった被災者の方に対し、今年度は無償にて会員登録、SAJ 競技者登録、資格登録等を行う。
- ・FIS 競技者登録料は無償としない。
- ・対象者は、スキー補償制度に加入できない。
- ・既に会員登録料等を支払い登録が完了している被災者の方に対しては、申請によって当該料金を当該加盟団体を通じて返金する。

**【特例措置申請手続き】**

- ・申請は所定の書式を用い、当該加盟団体がとりまとめ、本連盟に提出する。
- ・申請の際、当該者の罹災証明書のコピーを添付する。
- ・申請受付期間は、令和2年3月31日までとする。

なお、本特例措置の実施は、本連盟サイト等にも公表いたしますので、本案内と合わせて関係各位に周知をお願い申し上げます。

以上